



令和 2 年 2 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

決算公開号

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人 & 三上行政書士事務所の決算公開号です。

顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開となります。

皆さんが今期の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか？

今年も ハラハラドキドキ です。

少しでも多くの社長の皆様に、経営計画を見て「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けていただければ幸いです。

もしも経営計画の作成でわからないことがあればアドバイスいたしますので、なんなりとお申し付けください。



本店
便り

花と緑に囲まれて

文責：亀田

こんにちは。

国道 19 号沿い春日井イオン向かいに本店が移転してから、早 1 か月が過ぎようとしています。

事務所の 1 階は、移転お祝いで頂きましたお花や観葉植物でいっぱいです。改めてこの場を借りてお礼申し上げます。



新本店は白を基調に緑を配色しております。これはデザインアドバイザーであるジンバルワークスの井村さんによるものです。代表も「これを機に、事務所のコーポレートカラーは緑にしよう！」と言っております。ここで、「あれ？赤じゃなかったの？」と思われた方は“三上通（つう）”です（笑）

コーポレートカラーとは、企業のイメージを印象付けるために使われている色です。各企業がなぜその色を採用したか紐解くと興味深いものがあります。

ちなみに、以前の「赤」は、視覚的に訴える力が一番強く、心理的効果として興奮させる・闘争心を湧き立たせる・目を引く色とのことです。また、日本企業のロゴにいちばん多く使用されている色だそうです。まさに「気軽に立ち寄れる税理士事務所を作ろう！」と代表をはじめとしてスタッフ一同が奮闘していた状況を表す色でもありましたね。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

一方「緑」は中間色なので、どの色ともバランスよく調和することができ、安心感や安らぎを与えてくれる色です。

三上税理士法人も個人事務所設立から 15 年。春日井をはじめとする尾張地域を中心に根付いて、今後より一層地域の皆様の発展に貢献し、共に成長できる企業でありたい、という思いにぴったりなのではないかと思いました。

インター
店
便り

チョコレートの祭典へ行きたーい

文責：大脇

暦の上では春立ちましたが変わらずの厳しい寒さが続いております。

インター店周辺はまだまだ冬景色です。

さて、2月と言えばバレンタインデーですね。

税理士事務所としては3月までの確定申告に向け繁忙期ではありますが、普段買えないチョコレートが手に入るワクワクする時期でもあります♡



そもそもバレンタインデーの歴史はローマ帝国の時代まで遡って知っていましたか？

3世紀に殉教したローマの司祭、聖バレンタインの記念日で、世界各地でこの日、恋人が互いに贈り物をして愛を誓い合うようになったそうです。

日本では、神戸市の洋菓子メーカーが商品カタログでチョコを「愛の贈物（おくりもの）」と紹介したのが始まり、と言われていきます（諸説あり）。



ご存知のように、女性から男性にチョコレートを贈るのは日本だけ。最近では友チョコや自分へのご褒美に買うなんて方もいらっしゃいますよね。…インター店唯一の男性スタッフである足立さん、私は甘いだけじゃなくしょっぱいチョコが好きよ（ほら、ロロズのポテトチップチョコレートとか）、ね♡足立さん♡

※注：チョコレートの強要は場合によってはパワハラに該当することもあるそうです、ご注意を

ところで…会社が負担した贈答用チョコの勘定科目は何になるのでしょうか？

実は送り先によって変わります。

①社内の従業員に対して一律でチョコを配った場合…福利厚生費

(一部の従業員のみの場合は現物給与)

②取引先に対しての場合…接待交際費

③社名入りのチョコを消費者等に配る場合…広告宣伝費

ちなみに、個人事業主の場合、家族へのプレゼントは事業の経費にはできません。

自腹にはなりますが、特別に愛情を込めて贈ってください。

詳しくは担当者まで…♡

住宅取得等資金の贈与税の特例、
非課税枠最大 3,000 万は 3 月末まで

文責：足立

これまで施行された特例の中で、近々金額が変更するもの
ございます。

その中で、住宅取得等資金の贈与税の特例についてお知らせ
いたします。

平成 27 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、
父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の
用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に
充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満
たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税
が非課税となります。



イ 下記口以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成 27 年 12 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	1,200 万円	700 万円
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1,000 万円	500 万円
令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	800 万円	300 万円

ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円

非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、
非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に戸籍の謄本、登記事項証明書、新築や取得の
契約書の写しなど一定の書類を添付して、納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

ご不明な点は担当者までお気軽にどうぞ。

<参考資料>

国税庁 HP No.4508 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4508.htm>

行楽
日記

三島スカイウォーク

文責：片山

昨年末に東京方面へ旅行に向かう道中、静岡県の三島スカイウォークに立ち寄りました。

三島スカイウォークは全長 400m、歩行者専用としては日本一長い大吊橋です。ここからは富士山と駿河湾が一望できます。

到着すると、橋のふもとから雪をかぶった綺麗な富士山を真近で見ることができ、感動しました。

いざ橋の向こう側へ歩きだすと、橋の真ん中に近づくにつれて揺れが大きくなり、高所恐怖症の私はあわやギブアップして引き返そうかと思うほどスリル満点でした。

また、下を向くと橋の隙間から地面が見え…。へっぴり腰になりながらもなんとか、片道 10 分ほどで無事に橋を渡りきりました。



渡った先にはアクティビティエリアがあり、中でもロングジップスライドは、大吊橋の横を滑り抜けていくというもので、日常では体験できない爽快感が味わえそうでした。

復路は余裕が出て、橋からの眺めを堪能することができました。

私が訪れた日は山々の紅葉も美しかったです。訪れる季節によって、また違った景色が楽しめそうです。



2月の税務



- ・ 12月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
申告期限…3月2日(月)
- ・ 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)、
申告期限…3月2日(月)
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納付期限…2月中において各自自治体の条例で定める日
- ・ 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日(月)~3月16日(月)

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039 (2020/1~)

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info